

## 第6章 環境保全対策

### 6.1 大気汚染

本事業の実施に際しては、最新の処理技術を導入した自動燃焼制御システムや公害防止設備を設置する。これにより、表 6.1.1-1 に示す工場煙突排出ガスの公害防止管理値を遵守するものとする。

表 6.1.1-1 工場煙突排出ガスの公害防止管理値

	公害防止管理値 (計画値)
硫黄酸化物濃度 (ppm)	8
窒素酸化物濃度 (ppm)	20
ばいじん濃度 (g/m <sup>3</sup> N)	0.01
塩化水素濃度 (ppm)	10
ダイオキシン類濃度 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	0.05
水銀濃度 (μg/m <sup>3</sup> N)	30

※各公害防止管理値は、酸素濃度 12%換算値である。

### 6.2 騒音・振動、低周波音

施設内に配置する設備は、原則として屋内に設置する。騒音を発生する機器については、適切に防音措置を施し、必要に応じて消音器を設ける（例：ボイラ安全弁）

また、屋外に設置する機器及び開口部を必要とする機器は低騒音型を採用し、周囲を遮音壁で覆うなど適切な対策を講じる。振動を発生するおそれのある機器については、制振材による対策を講じる。

### 6.3 悪臭

ごみピット内の空気を燃焼に用いることにより、ごみピット内を負圧に保持し、悪臭の漏洩を防止する。また、焼却炉を停止している際には、ごみピット内空気の脱臭処理を行った後、排気する。ごみピットとプラットホームを隔てる投入扉はごみ投入時のみ開閉作動するものとし、それ以外には閉めておくことを基本とする。

また、プラットホーム出入口には、エアカーテンを設置する。なお、プラットホームは適宜水洗して、清潔に保つ。

## 6.4 廃棄物

施設の稼働・維持管理に伴い発生する廃棄物については、再資源化できる廃棄物は分別を行い、ごみの減量化に努めるとともに、処理処分にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の基準等を遵守する。

特に、捕集灰については、特別管理一般廃棄物に指定されており、「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平成 21 年 11 月環境省告示第 70 号）」に基づき、重金属の安定化処理を行った後、適正に埋立処分する。

## 6.5 地球環境

ごみ焼却に伴うエネルギーについては、最新の処理技術を採用することにより、効率良く発電できるよう努めるほか、場内の給湯や暖房に有効利用する。発電した電力は、自家消費に用いるほか、余剰分は電力会社に送電する。また、トップランナーモーターやLED照明を採用するなど工場内の省エネルギー化に努め、2 炉定格運転時の工場内の所内負荷を 2,800kW 以下にすること、ごみ焼却余熱の有効利用や省エネルギー化に取り組むことにより、間接的に二酸化炭素排出量を抑制し、地球温暖化の防止に努める。

## 6.6 ごみ収集車

3 市が運行管理するごみ収集車等については、3 市に対してエコカーの普及促進、適切な点検整備、安全運転の周知徹底、効率的な運転を要請する。また、3 市の委託業者・許可業者等が運行管理するごみ収集車等についても、同様の指導を引き続き行うよう要請する。

## 6.7 建設工事中

### 6.7.1 大気汚染

施設の建設工事に際しては、周辺地域の生活環境への影響を軽減するため、できる限り大気汚染負荷が少ない工法や国土交通省指定の排出ガス対策型建設機械の採用に努めるものとし、環境保全上適切な作業管理に十分配慮する。

### 6.7.2 騒音・振動

施設の建設工事に際しては、国土交通省指定の低騒音型建設機械並びに低振動型建設機械の採用にできる限り努める。また、工事区域周囲を仮囲い（高さ 3.0m）する。

### 6.7.3 廃棄物

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等の実施、資源の有効利用の確保及び廃棄物の適正処理を行う。